平成２５年（フ）第２０２６号
北海道江別市野幌若葉町60番地の11
債務者　工藤　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７９号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目４番３号　アールグレイ103号
債務者　佐藤　一幸
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２８号
札幌市白石区平和通６丁目北２番13号　第３ふじこし荘２階
債務者　島崎日出男
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２９号
札幌市白石区平和通６丁目北２番13号　第３ふじこし荘２階
債務者　島崎登和子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９１号
札幌市白石区本通９丁目南５番２―203号
債務者　関野ちえみ
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０１号
北海道千歳市日の出５丁目11番９号　第５ロイヤルマンション103号
債務者　谷崎　太一
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０７号
札幌市豊平区平岸３条８丁目４番15―110号
債務者　奥村壽萬子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１３号
北海道北広島市大曲光２丁目６番地５
債務者　西村美夏子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２３号
札幌市西区琴似３条１丁目１番11―1003号
債務者　内山　　晃
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２５号
北海道恵庭市文京町３丁目２番17―103号
債務者　石井　浩美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２６号
札幌市中央区北４条西12丁目１番地１　ダイアパレス植物園208号
債務者　古川　　詩
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２７号
札幌市北区北36条西３丁目１番35号　第２晃和ハイツ105号
債務者　沖島　寿招
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２５１号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目１番３号　中屋ハイツＡ棟206号
債務者　米澤　　藍
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２５４号
札幌市西区西野７条10丁目18番15号
債務者　山形　俊二
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７２号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―205号
債務者　畑山　幸江
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８５号
札幌市北区麻生町２丁目５番４―301号
債務者　本多　　実
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８６号
札幌市白石区南郷通８丁目北１番25―503号
債務者　西崎　玉美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部